

島根地方最低賃金審議会 第447回会議 議事録

- 1 日 時 令和8年7月31日（金）午前10時00分から
- 2 場 所 松江地方合同庁舎 島根労働局 専用大会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席5名 定数5名
労働者代表委員 出席4名 定数5名
使用者代表委員 出席3名 定数5名
- 4 主要議題 ○中央最低賃金審議会「令和8年度地域別最低賃金額改定の目安」の伝達及び「令和8年賃金改定状況調査結果」について
○最低賃金と生活保護の乖離額について
○「日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針2026」に係る労働局長からの要請について
○島根県最低賃金の改正に係る関係労使の意見の申出について
○その他

【会 長】 おはようございます。ただいまから島根地方最低賃金審議会第447回会議を開催します。まず、事務局は本日の配布資料の確認をしてください。

【係 長】 はい。本日各委員の皆様にお配りしております資料のご確認をお願いします。本日は会議次第が1枚、会議資料その1としてナンバー1からナンバー6をお配りしておりますので、ご確認をお願いします。

それぞれホッチキス止めされたものが資料ナンバーに対応しておりますが、資料ナンバー1が、中央最低賃金審議会から7月28日に答申のありました「令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について」の答申文の入ったプレスリリースで、参考資料等を含めて41枚ものです。

資料ナンバー2が、令和8年賃金改定状況調査結果で6枚ものです。

資料ナンバー3が、生活保護と最低賃金で3枚ものです。

資料ナンバー4が、日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針2026に係る労働局長からの要請について7枚ものです。

資料ナンバー5が2件の意見書で、島根県労働組合総連合、しまね労連からの意見書で3枚もの、島根県自治体労働組合総連合、しまね自治労連からの意見書で2枚ものです。

資料ナンバー6が島根地方最低賃金審議会島根県最低賃金専門部会委員名簿で1枚ものです。

その他、資料その2の資料は前回お配りしております資料の更新部分となっています。事務局からの資料は以上です。

【会 長】 事務局から定足数について説明してください。

【係 長】 委員の出席状況等について、ご報告します。

使用者側委員の渡邊委員、福田委員、労働者側委員の飯塚委員から、欠席の連絡をいただいておりますが、最低賃金審議会令で定める定足

数を満たしており、本日の会議は有効に成立しますことをご報告します。

【会 長】 最後に事務局から本日の会議の公開について説明をお願いします。

【係 長】 はい。本日の会議及び議事録につきましては、前回第446回審議会
で決定したとおり公開となっております。

本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに掲示した結果、傍聴希望者は5名で、本日4名の方が傍聴
されておりますので報告いたします。

【会 長】 それでは会議次第の2番目、中央最低賃金審議会令和8年度地域別最
低賃金額改定の目安の伝達及び令和8年賃金改定状況調査結果について
事務局から説明をお願いします

【室 長】 お手元の資料ナンバー1のプレスリリース令和8年度地域別最低賃
金額改定の目安についてをご覧くださいと思います。

皆様ご承知のとおり、令和8年6月26日、厚生労働大臣から中央最
低賃金審議会会長に諮問が行われまして、その後6回の目安小委員会が
開催されております。

そして、小委員会報告が今回取りまとめられ、7月28日に中央最低
賃金審議会会長から厚生労働大臣に答申が行われました。この答申の内
容につきましては、伝達を目的とした中央最低賃金審議会の藤村会長に
よるビデオメッセージが届いておりますので、これを視聴していただく
ことにより、目安答申の伝達とさせていただきたいと思います。

それでは、早速ビデオの方をご覧くださいと思います。

(ビデオ視聴開始)

【戒野会長代理】(中央最低賃金審議会)

今年度も、目安の位置付けの趣旨や、中央最低賃金審議会が取りまとめた令和8
年度の目安について、中央最低賃金審議会会長がお伝えするべきところですが、
今年度は諸般の事情により会長代理である私からお伝えする場をいただくこと
となりました。

今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論にあたり、改めて目安をどのよ
うに捉えて参考とするのか、また今年度の公益委員見解の趣旨につきまして、理解
を深めていただく機会となるかと思っております。

まず、最低賃金の位置づけです。最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとお
り、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保証することなどを目的とする
ものであります。通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるも
のではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申を尊重して、
各都道府県労働局長が決定するものであります。

引き上げ額検討に当たりましては、考慮する要素としましては、様々なものがあ

りますが、基本的な考え方を改めて申し上げますと、次のとおりであります。

まず、最低賃金は法定の３要素である労働者の生計費、賃金、通常の事業の支払い能力を考慮して定めることとなっています。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも規定されています。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すことになっています。

また、近年は政府の閣議決定に配意した審議が求められており、近年の配意の主な内容は、中長期の金額目標と地域間格差是正であります。

次に目安の位置づけです。

令和５年全員協議会報告や、令和８年度目安小委員会報告に記載されていますとおり、目安は地方最低賃金審議会が審議を進めるにあたって全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものでありまして、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないことを改めて認識していただきたいと思います。従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ること、あるいは目安を下回ることもあり得るものであります。

地方最低賃金審議会におかれましては、目安および公益委員見解で述べている３要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上で決定することが望ましいと思っております。

３番目は、令和８年度の目安のポイントです。

今年度の目安に関する公益委員見解のポイントをご説明したいと思います。

今年度の目安については、３要素のデータに基づき、納得感のあるものとなるよう考慮して、６回にわたって真摯に議論を進めてまいりました。

３要素のそれぞれの評価のポイントについて申し上げます。

まず、労働者の生計費についてです。

消費者物価指数の持家の帰属家賃を除く総合を基準に、昨年度の審議でさまざまな生活必需品の急激な上昇が生じていたことに鑑み、参照した頻繁に購入する品目や、一か月に１回程度購入する品目、食料、基礎的支出項目などの指標について、今年度も引き続き参照し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について、総合的に評価を行っていく必要があると判断いたしました。

こうした中、消費者物価指数については、持家の帰属家賃を除く総合、食料、持続的消費指数、一ヶ月に１回程度購入する品目は、引き続き上昇局面にあります。が、上昇率は昨年より鈍化しているというふうに判断いたしました。

次に賃金についてです。

連合、経団連、日商の調査結果では、昨年に引き続き高い水準となっていることを確認いたしました。また、厚生労働省の３０人未満企業を対象とした賃金改定状況調査では第４表①・②・③における賃金上昇率は、いずれも昨年の結果を上回っております。

大企業を対象に含む結果である新規賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、３０人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られます。

また、一方で企業規模にかかわらず高水準での賃金引き上げの状況が継続していると判断いたしました。

最後に、通常の事業の賃金支払い能力についてです。これは個々の企業の賃金支

払い能力を指すものではないと解され、これまでの目安賃金においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計事業ごとに議論を行ってまいりました。

支払能力については決め手となる指標がなかなかないわけではありますが、例年どおり賃金改定状況調査の第4表が支払い能力を反映したものであること踏まえるとともに、売上高経常利益率や従業員一人当たり付加価値額の動向等も確認いたしました。その際、企業の利益が改善の傾向にあること、賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率が、平成14年以降で過去最大となっていることは考慮すべきであるものの、価格転嫁率が示すように、依然として賃上げの原資を確保することが難しい企業も存在していると考えました。

また、中東情勢の影響により、国内企業物価指数について足元で上昇している点についても留意いたしました。

今年度示した目安について、これまで述べてきましたように、3要素のデータを総合的に勘案して示すに至ったわけです。生計費につきましては、昨年度に引き続き消費者物価が上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に関わる消費者物価が高いことに着目しましたが、その上昇率は昨年より鈍化していることを考慮しました。

一方賃金については、昨年に引き続き、高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れは継続していることを考慮いたしました。

また、売上高経常利益率など賃金支払い能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していることを考慮いたしました。

また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的に留意すると、ベース額は全国加重平均としては、今年度は4.9%、55円を基準として、ランク別の目安額を検討することといたしました。

次に、ランクごとの目安額についてです。近年配意を求められている政府の閣議決定では、地域間格差の是正が盛り込まれているほか、そもそも目安が全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであることに鑑み、中央最低賃金審議会として、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げ、引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①、②における賃金上昇率がCランクとBランクが同率となり、Aランクよりも高くなっていること、第4表①、②、③におけるAランクとBランク、BランクとCランクの差がまあ昨年より拡大していることなどを考慮しますと、Aランクと比較してBランクを相対的に高くするとともにCランクを昨年度以上に高くすることが適当と考えました。

これらのことを考慮した結果として、具体的にはAランク54円4.5%、Bランク56円5.2%、Cランク56円4.4%としたところであります。

なお、公益委員見解で参照したデータにつきましては、別添の参考資料としてまとめてあります。

また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれていますので、地方でのデータに基づいた審議にあたって、適宜参照していただければと思います。また、都道府県別に示された地域の経済雇用の実態等、データ

に基づいて見極めつつ、実質性を発揮していただくため厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータを明らかにするとの要請も小委員会の議論の中でありました。これについては、各労働局に伝達されると承知していますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

次に、目安制度の取りまとめについてです。

中央最低賃金審議会には、昨年度の地方での審議結果を踏まえまして、令和8年6月23日に目安制度のあり方に関する全員協議会において、令和8年度以降の審議に向けて論点と考え方の整理を取りまとめました。

中央最低賃金審議会には、ここに記載の対応方針を丁寧にお読みいただき、これを踏まえた審議を行っていただくことを改めて要望いたします。

最後に、これまで述べてきましたように、目安額を示すにあたりましては、様々な資料やデータに基づいて考慮して、真摯な議論を重ねてきたところであります。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき、公労使による建設的で真摯な議論が行われますことを切に期待しております。

中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果について注目し、見守っていききたいと思います。

(ビデオ視聴終了)

【室 長】 以上が令和8年度の最低賃金改定の目安額についての説明となります。続きまして、令和8年賃金改定状況調査結果、こちらについて説明の方をしてまいりたいと思います。それでは資料のナンバー2をご覧ください。

令和8年賃金改定状況調査結果の概要でございます。

資料1 ページ目の概略をまず説明いたします。

こちらの調査の時期は令和8年6月でございます。調査の産業は、(ア)製造業から(キ)サービス業までの7つの産業を対象としております。

調査事業所は全国16,541の事業所ございまして、そのうち集計事業場は5,546事業所、そして集計労働者数は33,528人でございます。このうち、令和7年6月と令和8年6月のこの両方に在籍した労働者の人数は、27,828人ございまして、83.0%となっております。

調査項目は、令和7年6月および令和8年6月における労働者の月間所定労働日数、そして1日の所定労働時間数、そして労働者の基本給額、諸手当、こういったものについて調査をしております。

賃金改定状況については、令和8年1月から6月までのものを調査しております。

この調査結果は、第1表の賃金改定実施状況別事業所割合から、第4表の③、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和7年6月と令和8年6月の両方に在籍した労働者を対象とした集計）までの6つの表にまとめられて構成されております。このほか、参考1、参考

2、および目標というものが付けられておるかと思ひます。付表を除くすべての表について、AからCの3ランクに区分されて取りまとめられているというものでござひます。

第1表から順に説明の方をしていきたいと思ひます。まず、「第1表 賃金改定実施状況別事業所割合」でござひます。これは賃金改定を実施したのか、しないのか、予定はあるのか、その割合が記載されています。島根が属するBランクについて産業計を見て行きますと、1月から6月までに賃金引上げを実施したBランクの事業所割合は、51.8%です。昨年・令和7年のBランクを見ますと48.8%でしたので増加しています。因みにCランクを見ますと55.9%となっており、やはり昨年の47.5%よりも増加しております。

続いて、賃金引下げを実施したBランクの事業所は0.3%、昨年の同じBランクを見ますと0.9%ですから減少しています。

1月から6月に改定を実施しなかった事業所、改定を実施しなかった事業所のうち、7月以降も改定実施しなかったBランクの事業所については、これは26.1%でございました。昨年、令和7年のBランク、同じく改定実施しなかったものを見ると28.4%でございましたので、今回改定を行った事業所が増えているということになります。

この傾向はCランクも同様で、率は昨年に比べ減っております。一方、Aランクでは昨年の24.9%から25.5%へ増加しているという形となっております。つまり、改定しない事業所はBランクおよびCランクで昨年より少なくなっているということが言えると思ひます。

第2表の「事業所の平均賃金改定率」、こちらを見ていきます。

まず、Bランクの1番左を見ていきますと、産業計で4.3%とありますが、6月までに賃上げを実施した事業所の平均の賃金改定率を表しているものでござひます。

続いて、第3表に行きますと、調査対象となった賃上げ実施事業所がどの引上げ率で分布しているかを表すものとなっております。

上段左側のBランクの産業計を見ていきますと、中位数を3.0として、上位4分の1と下位4分の1を除いた真ん中の半数の事業所が1.5%から5.5%の範囲で分布しており、分散係数が0.67ということは、ほぼ真ん中を中心とした極端ではない分布をしていることを表しています。これは分散係数が小さければ小さいほど、真ん中の分布の山が狭く高くなっているということでございます。

第4表の説明に移ります。第4表でござひますが、一般労働者及びパートタイムの労働者の賃金上昇率について、6ページの①が男女別の内訳、そして7ページの②が一般パート別の内訳、8ページの③が令和7年6月と令和8年6月、この両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計となっております。

①の産業計男女計と②の産業計一般・パート計、これらは同じ値で、Bランクの賃金上昇率は3.4%の上昇でございました。昨年・令和7年のBランクの賃金上昇率は2.9%でしたので、昨年より0.5ポイント増加しています。

そして8ページの③の「令和7年6月と令和8年6月の両方に在籍し

ていた労働者のみを対象とした集計」、こちらではBランクの賃金上昇率は3.7%の上昇でございました。これは昨年、令和7年の令和6年6月と令和7年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象としていた集計では、Bランクの賃金上昇率は3.4%でしたので、これも昨年より0.3ポイント増加しております。

参考1及び2並びに付表は、それぞれの題目により集計されていきます。

以上が賃金改定状況調査結果の説明でございました。

【会 長】 それでは会議次第の3番目、最低賃金と生活保護の乖離額について、事務局から説明してください。この事務局の説明後に、次第の2と3について審議を行います。

【山根職員】 資料ナンバー3から私がお説明させていただきます。平成19年の最低賃金法の改正につきまして、最低賃金決定要素の生計費が生活保護を下回らないよう配慮する旨の条項、第9条第3項が新設されて以降、毎年度その確認を行っているものでございます。

資料のナンバー3、大きく生活保護と最低賃金と記載されているこちらの表紙をめくっていただきまして、次の1ページ目、生活保護と最低賃金の全国の状況のグラフをご参照ください。

こちらは令和8年度中央最低賃金審議会、目安に関する小委員会第2回で用いられた資料の引用となります。

表にありますデルタマーク、三角形の点線が生活保護、ダイヤ、ひし形の点線が最低賃金額を示しております。生活保護と最低賃金とも、令和6年度のデータと比較しておきますと、ご覧の表のとおり、島根県を含む全都道府県において、最低賃金額が生活保護を上回っている状況でございます。

次の2ページ目でございます。こちらは最低賃金データを令和7年度にいたしまして、引き直したグラフであります。同じく最低賃金額が生活保護を上回っております。

続いて3ページ目をご覧ください。都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額が記載されております。島根県におきましては、令和6年度の島根県最低賃金と生活保護の乖離額が、313円でございます。令和7年度は最低賃金の引上額が、71円ございました。すなわち、現時点で384円、それぞれ島根県最低賃金が生活保護を上回っている状況でございます。

計算方法につきましては。資料ナンバー3の最終ページをご覧ください。こちらは当局で作成した資料となります。島根県における生活保護費と最低賃金額の月額換算額と乖離額の計算書でございます。まず、最低賃金との比較に用いる生活保護費について説明いたしますと、生活扶助基準と住宅扶助実績値を合計したものとなります。

生活扶助基準は主に食費、被服費、光熱費などに相当するもので定額給付、住宅扶助費は実際の家賃に相当するもので、決められた限度

額内での実額給付でございます。

単身世帯にかかる衣類や被服などの個人的経費の１類費及び光熱水量費などの世帯的経費の２類費、冬季加算、期末一時扶助費を合計した生活扶助基準が７３，４０５円、住宅扶助実績値が１９，４７５円になり、その合計額が生活保護費で月額９２，８８０円となります。

これに対して最低賃金の月額換算額は、令和６年度の最低賃金時間額９６２円に月の法定労働時間１７３.８時間と令和６年度の可処分所得割合０.８２４を乗じた１３７，７６９円となります。

よって、令和６年度における生活保護費の月額と最低賃金の月額換算額との乖離額は４４，８８９円となります。これを月の法定労働時間１７３.８時間と可処分所得割合０.８２４で除して、小数点を切り上げることにより、３１３円となりまして、最低賃金が生活保護費と比較して一時間あたり３１３円上回っていることとなります。

この３１３円に令和７年度の島根県最低賃金引上額の７１円を加えますと、現在の最新の乖離額は３８４円となります。

以上が最低賃金と生活保護の説明となります。

【会 長】 ただいま事務局より次第の２、中央最低賃金審議会の目安の伝達及び賃金改定状況調査結果について、次第の３、最低賃金と生活保護の乖離額についてそれぞれ説明がありました。これから各議題について、ご質問、ご意見など審議を行います。

まず、次第の２、中央最低賃金審議会の目安の伝達及び賃金改定状況調査結果についてですが、委員の皆様からご質問ご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「ありません。」)

続いて、次第の３、最低賃金と生活保護の乖離額について、委員の皆さんからご質問ご意見がありましたらお願いします。

(「ありません。」)

【会 長】 それでは続きまして、会議次第４の日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針２０２６に係る労働局長からの要請について事務局から説明をお願いします。

【室 長】 それでは、資料のナンバー４の２枚目をご覧ください。
７月２１日に閣議決定されております日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針２０２６につきましては、７月２３日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会あて、これらに配意した調査審議をお願いする旨の文書が発出されました。これを受けまして、資料ナンバー４の１枚目のとおり、島根労働局といたしましても、閣議決定された日本成長戦略

及び経済財政運営と改革の基本方針２０２６に配意した調査審議をお願いしたいと思っておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

【会 長】 ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見などございましたらお願いします。はい、景山委員。

【景山委員】 はい。去年は、赤澤大臣の方からですね、審議会に向けて各県に対する要請もあったわけですがけれども、本年度、そのような予定などがあれば。

【部 長】 今のところ、そのような話はございません。

【会 長】 他よろしいでしょうか。

（「ありません。」）

【会 長】 それでは続きまして、会議次第５の島根県最低賃金の改正に係る関係労使の意見の申し出について、事務局から説明をお願いします。

【室 長】 島根県最低賃金の改正諮問を受けまして、７月１４日付けで関係労働者及び関係使用者の意見書提出に関する公示を行いましたところ、７月２８日付けで、島根県労働組合総連合、島根県自治体労働組合総連合から意見書の提出がありました。それでは、島根県最低賃金の改正審議にあたり、本日は、しまね労連の徳永事務局長、しまね自治労連の塩冶執行委員長が意見陳述を希望しておられます。

意見陳述につきまして、よろしくお願いいたします。

【会 長】 それでは、意見陳述をお願いしたいと思います。時間は１０分程度ということでよろしくお願いいたします。しまね労連事務局長の徳永和洋様、意見陳述をお願いします。

【陳述人】 すみません、皆さんご苦労様です。しまね労連を代表して、意見陳述させていただきます。資料５の中で意見を述べさせていただいていますがけれども、先日ですね、中央最低賃金審議会の方から目安額５５円、Ｂランクだと５６円という答申が出たというふうな報道がありましたけれども、この意見書でも書いてありますとおり、やはり昨今の国際情勢で、ホルムズ海峡の問題を考えますと、本当に生活用品全般が値上がりしているというふうな状況で、１回停戦はしましたけれども、その後の状況がまた二転三転しているという中では、本当に経済的な状況が不安定な状況のままで推移しているという状況になっています。

やはり最低賃金の近傍で働く労働者からは、物価高騰で食費を削っているとかですね、保険料です。社会保険料の支払いが重たいという問題

であり、それから、特に重要な健康に関する問題、病院受診の回数を減らすとかいう状況が現に起こっています。

そういう中で、この最低賃金の改定にもあたって、私たちの方は最低賃金を全国一律にして、それから1,700円以上へ引き上げるということを目標に要求としています。その根拠は、お配りしている資料の中にもう三枚目のところですよ。一人暮らしをするにはどこでも月額28万円が必要というふうな結果を表に示しております。これは、私共しまね労連が所属する全労連、全国自治体労働組合総連合が生計費試算調査というのを各県ごとに行っておりますが、ちょっと残念ながら島根ではまだ情報がなく、他の県の情報で、これは今年の7月10日に新聞発表したもので、最新の証拠が宮崎県のところですね。Cランクですが、そこで生計費試算調査をした結果が出ております。

月額で284,182円。時間にして、1,895円が必要というふうな結果になっております。この結果はですね、他の東京や栃木、長野、群馬ですね。Aランク、Bランクに関しても、同じような月額、それから時間額という形になっておりますので、住む場所によって、最低賃金が違うのというのは当たらないということがこの結果からも出ています。その下にも全国どこでも1,800円から1,900円必要ということで、他の調査の結果も出ております。それを踏まえまして、やはり私たちは1,700円以上をぜひ目指してほしいなというふうに思っています。

そして、次のページにグラフを掲示させていただいておりますけれども、やはり、あの最低賃金の格差が地方の衰退につながっているというグラフになります。折れ線グラフの方が最低賃金で、各県ごとの表になります。それから青い表が15歳から34歳の転入超過率というのが表示されています。見ていただくと、転出の県がかなり多い結果になっています。それと、最低賃金を比べてみると、最低賃金の高いところに人口が集中しているというようなことが、このグラフからも見て取れると思います。そういう意味では最低賃金を引き上げていくことが、地方の労働人口を確保する意味でも非常に重要な課題ではないかなというふうに思います。

その下の表は、国際比較というところですが、日本は89.4%ということで、先進国からすれば、本当に賃金が上がらない国ということが言えると思います。そういった状況をそのまま放置すれば、ますます日本経済自体が沈没していくというような状況になりますので、ぜひとも、経済を活性化していく意味でも最低賃金をぜひ引き上げていただきたいなというふうに思っています。

最後の資料は、それぞれの本当に具体的な資料になりますので、ご覧いただければと思いますけれども、最初の方のページに戻っていただいちゃって、最後のところに書いてますが、島根県内の中小零細企業は原価上昇分価格で転嫁できずに経営困難に陥っているというふうにしてるところで、少なくないと記述させていただいています。

私共も、県の担当部局であったり、それから労働局に対して最低賃金の引き上げを求めたキャラバンを行いました。県の方にしても、それか

ら労働局にしても、いろんな支援策を今打っているよというふうなこと
でして、一昨年に比べれば、昨年は150%ぐらい件数が増えたという
ふうなことですけれども、やはり、それは申請できる企業があつての話
です。そういう意味では、なかなか賃上げしたくてもできない企業もた
くさん存在しています。そういう意味では、ぜひそういった支援策をも
っともっと中小零細の企業まで、浸透するような取り組みをしていただ
きたいなと思いますし、そのためにも、使用者側、労働者側も一緒にな
って要望していききたいなというふうに思っています。

やはり賃金が上がるということは、地域での購買力が上がっていくと
いうことになりますので、2ページ目の3行目に書いてありますけれど
も、やはり地域循環型経済、これを活性化していくところにつながる
というふうに考えています。

先ほどの説明でもありましたように、生計費という考え方を中心にし
てぜひ、この最低賃金の引き上げをお願いしたいなというところです。
以上です。ありがとうございました。

【会 長】 それでは続きまして、しまね自治労連執行委員長の塩冶隆彦様、意見
陳述をお願いいたします。

【陳述人】 しまね自治労連の塩冶と申します。よろしくお願いいたします。最低
賃金審議会の皆さんがいつも労働者の生活向上のために真摯に対応して
いただきありがとうございます。今年の審議にあたって、意見を出させ
ていただきたいと思います。資料を見ながら見ていただければというふ
うに思います。

昨年の最低賃金審議会の結果、時給1,033円ということになりま
して、一定生活の改善につながるというふうに思っておりますけれど
も、先ほどビデオメッセージでもありましたが、最賃法の目的、憲法2
5条の健康で文化的生活を保障していくという中の一つの具体的な措置
としての法律だと思っておりますけれども、この目的にはまだまだ到達して
いないのではないかというふうに思っておりますし、効力発生日が11月
17日ということで、通常、公示から30日経過した日となっているの
が、1ヶ月ぐらい遅くなったという点につきましては、労働者にとって
みれば、賃金が上がる時期がそれだけ遅れるということで、やはりこれ
は納得がいくものではないということは申し上げておきたいと思ってお
ります。

先日、山陰中央新報の報道にもあったと思っておりますけれども、令和7年
の賃金構造基本統計調査で、全国の都道府県の月額賃金の平均、これが
比較をされておりました。島根県は下位から9番目で、全国平均から比
べますと58,000円低いという状況でありました。この間、賃上げ
が進んでおりますけれども、企業規模と言いますか、大企業、中小企業
を比べると、その企業間格差というのがやはり見られます。それが地域
での賃金格差を広げているのが、この統計調査にも結果にも表れている
というふうに思っております。やはり、今の最低賃金が地域別になって
いるということが、このような地域間格差を固定化し、拡大化するとい

うことに、つながるのではないかと考えております。

生計費については、先ほど、しまね労連の徳永さんがお話されましたように全国で大きな違いはないわけですので、賃金が安いということは、それだけの生活が厳しいということになるというふうに思いますし、そういうところからは、やはり人が出ていくということで、人口の一極集中とか、あるいは地域経済の疲弊といった問題につながっているのだと考えております。

そういった中で、今回の意見として、最初の1番目として、最賃を直ちに1,500円にしてほしいということでございます。先ほど1,700円という話がありましたが、現在の1,033円というところをいろいろ考えて、直ちに1500、要するに今年1,500にさせていただきたいということをお願いしたいと考えています。先ほど、あの骨太方針の話がありました。2020年代に全国平均1,500円という話だったのが、2030年代後半に1,500円という話になりまして、いつの間にか目標がずるずると後ろに伸びております。これはやはり今の物価高なり労働者の生活を考えますと、この達成時期を後ろに下げるということは、やはり納得がいくものではありませんし、現在の生活実態からいけば、直ちに1,500円という水準は決して高いものではないというふうに考えております。それと合わせて、先ほど言いましたように、やはり地域間格差を是正するためにも、全国一律の制度を国の方に求めていただきたいというふうに思います。

それから最後に、島根県のような中小零細企業の多いところにおいては、直接的な支援策が絶対に必要だというふうに思います。社会保険料の負担の問題というところもありますけれども、やはり賃上げの原資を直接給付型で支援する。いくつかの県等で実施されておりますけれども、こういったことが必要になってくるというふうに思いますので、これについても、ぜひ審議会として求めていただきたいというふうに思います。

それから補足的に、我々の組合の特性も含めてお話をさせていただきたいと思います。まず、公務員の皆さんで、組合に入っているところがありますので、公務員の賃金と民間の賃金の相互作用によって、県全体の生活改善を図っていただきたいということでもあります。県職員の高校採用のあの初任給と、それから県内の一般労働者の19歳以下、だいたい高卒ぐらいのところの所定内給与をここに書いてあります。県だと202,000円余りで、一般労働者ですと、100人未満が195,000円、1,000人以上が215,000円ということで、ちょうどこの2つのランクの真ん中あたりが県の初任給というふうになっております。

最賃の引き上げによって、この小規模100人未満のところの賃金の底上げを図れば、この規模のところでの格差が縮まりますし、結果的に人勧制度の仕組みの中で、公務員の賃金の底上げにもつながるというふうに考えております。特に非正規職員ということで、自治体で働いております会計年度任用職員については、この高卒初任給をベースにということになっておりますので、この賃金のアップにつきましては、公務員

での非正規職員、さらには民間のところでの賃金のアップにもつながっていくというふうに思いますので、ぜひとも1,500円の引き上げをお願いしたいというふうに思っております。

それが二番目、介護の関係について書いております。当組合には介護職の組合員がかなりの割合でおられます。介護職の関係の賃金の低さというのは、すでにご承知のことだと思いますけれども、全産業平均に比べてですね、82,000円余り低いということで、これが人手不足の原因にもなっているというふうに考えております。その中で、特にパートのところの賃金を見ますと、これも統計から出てきておりますが、Cランクのパートの介護、医療福祉のところの事業所の時給ということになります。Aランクに比べると275円も低くなっています。これは、介護報酬や医療報酬が地域区分でなっていて、島根のようところは低くなっていて、都会の方は高く設定されているところもあるかなというふうに思いますけれども、そういったことも含めて、やはり底上げをしていかなければ、このBランク、Cランクのところの介護職員、特にパート職員の賃金が低いままになっていることになると思います。ただ仕事を考えますと、島根と東京でその仕事の内容が変わるわけはありません。移動のことを考えれば、島根で介護をやる方がよっぽど大変だというふうに思っておりますけれども、制度と最低賃金の差の中で賃金が抑えられている、これを何とかしていただきたいというふうに考えています。

3番目に生活保護の関係で、先ほど乖離額の話がありましたけれども、私たちはやはり実際に受け取る生活保護の額と、実際に受け取る賃金の額ということで比較すべきだというふうに思っております。現在の理論的な計算による乖離額のやり方というのは、実際の労働者の生活実態に合っていないというふうに思っています。細かいところはまた読んでいただきたいと思いますけれども、一つは生活保護を受ける側からすると、3区分のうち一番高い区分、松江市ですよね。そこでの比較をやらなければ、松江で働いている方が、例えば3級区分のところよりは高い低いと言われても、実際、松江の生活保護と賃金が問題になるわけですので、3区分の加重平均が本当に実態に合っているのかというふうに思っております。

それから、賃金をもらうところから考えると、理論的な労働時間で計算されていますが、統計による所定内労働時間というのがあります。なので、実際にその働いている時間に時間給をかけなければ、実際もらっている金額が出てこないというふうに思います。理論的にはそうであっても、実際働かせてもらってないわけですから、その金額にならないというふうな問題もあると思います。それともう一点、働いている所得と、それが生活保護に足りてない場合に保護を受けるというときに、賃金のうちの何割かは手元に残るような形になります。勤労の取得控除がありますから、これを考えると、手元に残る金額っていうのは、もっと生活保護と働いている方、両方の収入がある場合はもっと多くなるはずで、なので、やっぱり理論値はあの実態と合っていない部分があるので、私たちはあの考えで計算すると松江での生活保護の水準に比べると、今

の県の最賃の方が下回っているというふうに思っています。

最後は支援策のことについて。これは先ほど説明したので、細かいことは申し上げませんが、昨年の附帯決議でも、政府に対する支援策を附帯決議でしていただきました。引き続き政府に求めていただきたいというふうに思いますし、直接的な支援、ぜひお願いしたいというふうに思います。生産性向上が条件になっていては中小零細のところの実際の賃上げの原資にはならないというふうに思っておりますので、そのところをよろしくお願いしたいということと、昨年のこの社会保険等の減免の要望の附帯決議をされたこの本当に貴重な内容がどのように中央といいますか、政府といいますか、受け止められて検討されたのかということについても情報をいただけると私たちの運動にも役立つと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、長くなりましたが、意見表明とさせていただきます。ありがとうございます。

【会 長】 貴重なご意見をありがとうございました。委員の皆様から何かご質問等はございますか。

(「ありません。」)

【会 長】 それでは以上で意見陳述を終了します。続きまして、会議次第の6番目のその他ですが委員の皆様、何かありますでしょうか。

(「ありません。」)

【会 長】 事務局から何かありますか。

【室 長】 事務局から1件ご報告いたします。報告の一点目ですけれども、前回の第446回本審議会における改正の諮問を受けまして、令和8年7月14日から7月29日まで専門部会委員の推薦公示を行いましたところ、労働者代表委員については7名、使用者代表委員については3名の候補者の推薦がありました。これら候補者の中から、資料その1のナンバー6 島根県最低賃金専門部会委員名簿のとおり、7月30日付けで任命させていただきましたので、ご報告いたします。

以上です。

【会 長】 それでは、次回の本審ですが、審議会令第6条第5項により審議会とは、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。と規定されており、これを適用することが先の審議会でも議決されておりますが、専門部会で全会一致とならなかった場合には専門部会の決議後に改めて本審議会を開催することになります。

この本審議会につきましては、採決において、率直な意見交換及び意思決定の中立性を担保する必要があるため、審議会運営規程第6条第1項但し書を適用して採決を除き公開とし、また審議会運営規程第7条第2項但し書及び第3項を適用し、公開部分については議事録を公開し、非公開部分については議事要旨を公開することとします。

それでは本日の審議会は以上となりますが、最後に皆様方から何かありますでしょうか。

(「ありません。」)

【会 長】 それでは以上をもちまして、第447回審議회를閉会します。ありがとうございました。